

壱岐市農業委員会定例会（平成30年8月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年8月24日（金） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・番 ・・委員
 - 第2. 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第39号 平成30年度農用地利用集積計画の承認について
(第3回)
 - 議案第40号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の
決定について

7. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんお早うございます。定刻になりましたので、只今より平成30年8月の農業委員会の総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中19名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いします。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂いて、早速それでは議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

17番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字八斗蒔・・・・・・・・台帳、現況地目 畑 面積
1, 112㎡

同じく・・・・・・・・台帳、現況地目 畑 面積 1, 392㎡
計 畑が2筆で2, 504㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が18, 473㎡、畑が22, 351㎡、計 40, 824㎡
です。

申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作を行う。ということ
です。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水
稲・飼料の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、草刈り機、ジャイ
ロレーキ、軽トラックを所有してあります。田植えは委託をされてあります。
農作業暦は本人が40年です。通作距離は50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えてお
ります。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当
たりません。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り飼料を作付ける予定であ
り、本件の権利取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確
保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満た
していると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人、立ち会いの下、現
地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。8月20日の午後1時半より、譲受人の・・さん立ち会いの下、現地確認を行いました。・・さんは、牛を現在28頭飼っておられます。それと認定農業者でもございます。将来的には、まだ増やして行きたいという要望がございまして、どうしても農地が、飼料畑が欲しいという事で、今までは農地流動化で、この農地を借りておられました。どうしても家の近くであり欲しいという事で、双方、了解の上で買うようになったそうでございます。後日、・・さんとも会いましたので、お話をしました所、双方、了解という事でございました。皆様方のご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号17番は決定いたします。

続きまして、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在

郷ノ浦町有安触字油角・・・番・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 705㎡

同じく・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 447㎡

同じく・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 農業用施設 面積 713㎡

計、畑が3筆で1,865㎡

転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・

申請理由 転用許可を得ずに当該土地に牛の運動場を建設したため、追認許可を申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で、用途区分の変更が県の同意を得て平成30年8月3日に完了を致しております。区分変更時にも申し上げましたが、違反転用の為、県へ違反転用連絡票を提出しました所、追認許可相当との通知がきておりますので、申し添えておきます。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農用地区域の区分変更時（7月20日）に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。申請地は台帳では畑となっておった訳でございますけども山林化しておって転用については、許可を頂いていなかった訳でございますが、先

般の農業委員会の中で検認頂きました。本人、・・君は多頭飼育をして約40頭程度の牛を飼っておりますが、牛舎が狭隘になりまして、放牧しながら妊娠牛をここに放してやるという事のようにございます。許可について遅くなったという事で非常に本人も恐縮致しておる所でございますけれども一つよろしく、ご審議の程をお願いしたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号、3番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願い致します。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

13番 土地の所在

郷ノ浦町片原触字吉ヶ崎・・・・・・・・台帳・現況地目 田 面積 693
m²

同じく・・・・・・・・台帳・現況地目 田 面積 1,059m²

計 田が2筆で1,752m²

転用目的 太陽光発電施設

貸付人、・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・

申請理由 申請地に太陽光発電施設を設置し、電力販売を行う為、申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は船舶の発着場から300m以内にある。第3種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。8月16日に・・委員さんと借受人の妹さん立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。・・地区担当の・・です。事務局の説明のとおり8月16日の午後に現地確認を致しました。

申請地は、・・公園へ行く途中の場所にありまして、以前は、田んぼとして稲作を作付けされてありましたが、田んぼに引くボーリングに潮が上がって塩害が出て作付けを途中で止められて、段々荒れてきておりました。それに加えて、貸付人である・・さんも高齢で耕作が出来ないという事で、今回、息子さんが、その土地を借りまして、太陽光発電の施設を設置し、電力販売を

したいとの事であります。その地域は、港に近いとかありまして、外の農地には、まったく問題はないと思われまますので、皆さんのご審議の程をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号13番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、14番の説明を求めます。

事務局 はい、14番 土地の所在

郷ノ浦町若松触字平田・・・・・・・・台帳・現況地目 畑 面積 1,552 m²

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 長崎県肉用牛パワーアップ事業を活用して、申請地を牛舎及び放牧地として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域内の農地で、用途区分の変更が県の同意を得て平成30年8月3日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。用途区分変更時（7月20日）に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今回、接見はしておりませんが・・君が農協青年部に入っておって削蹄に来た時に一寸、話したら、いよいよ自分の牛舎を持って自分で経営と言いますか自分の力で出来る。それまで色々相談は受けておりましたが、お父さんが大工職人さんで、中々、やかましくて、お前には何も出来んというような感じで見えおられましたけれども、色々お父さんの方も私が説得しながら折角気持ちが高まった時にさせておかなければ、後で捻くれて出て行ったら出来んよという話をしておりましたけれど、今、やっと持てるという事で自分なりに構想を練っているようですので、皆さんのご審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 はい、只今の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号14番も、意見を付して進達いたします。

続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 はい、15番 土地の所在

郷ノ浦町若松触字双六・・・・・・・・台帳・現況地目 畑 面積 200 m²

同じく 台帳・現況地目 畑 面積 9 9 2 m²

同じく 台帳・現況地目 畑 面積 3 7 7 m²

計 畑が3筆で1, 5 6 9 m²

転用目的 農業用施設用地

貸付人、.

借受人、.

申請理由 平成30年度 長崎県畜産クラスター構築事業を活用して、申請地を繁殖牛舎及び育成牛舎として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借です。農振農用地区域内の農地で、用途区分の変更が県の同意を得て平成30年8月3日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。用途区分変更時（7月20日）に・・委員さんと貸付人の奥さん立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。前の14番と同じように・・さんの息子さんの方が事業を行うようですけれども今、息子さんの方は、農協の受精師として活躍をされております。クラスター事業という事で退職しての事業になる訳ですけれども安定した収入からかなり不安もあるけど、家族の方も心配しておられますが、本人も何か早い内にやった方が自分の為にもなるのではないかというような事で、色々先程の・・君と同じように農協青年部に入って削蹄等で来られた時に相談を受けておりましたけれども、実際こうやって取り掛かった事によって、本人も俄然やる気が出てきております。地域の担い手として大変期待をしている人物でもございますので、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 はい、只今の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号15番も、意見を付して進達いたします。

続きまして、16番の説明を求めます。

事務局 はい、16番 土地の所在

勝本町大久保触字栗坂 台帳・現況地目 田 面積 1, 7 0 7 m²

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、.

譲受人、.

申請理由 長崎県肉用牛パワーアップ事業を活用して、申請地を牛舎及び放牧地として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈

与です。農振農用地区域内の農地で、用途区分の変更が県の同意を得て平成30年8月3日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。用途区分変更時（7月20日）に譲受人のお母さん立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 担当の・です。こちらの方も先月農振の用途区分の変更申請、今回転用申請という事で増頭して頑張りたいという事で行っていただきましたので、皆さんのご審議よろしくお祈いします。

議長 はい、只今の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号16番も、意見を付して進達いたします。

続きまして、17番の説明を求めます。

事務局 はい、17番 土地の所在

勝本町新城東触字高松・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 445㎡

転用目的 住宅用地

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 現在、息子夫婦と孫3人と同居中ですが、孫の成長で家が手狭になったので、申請地に隠居を建築するため申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年8月2日に完了いたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は20頁から22頁です。農用地区域除外の折、（5月22日）に・委員さんと借受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 お早うございます。担当の・です。只今の事務局の説明のとおりで申請地は、・さんの家庭菜園的な農地で、周辺農地とは充分距離をおいて建築されるように計画してあります。何ら周辺農地への影響はないものと考えておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお祈いします。

議長 はい、只今の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号17番も、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第39号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について（第3回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、23頁をお願いします。議案第39号 「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度3回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は30件、借手が25人、貸手が30人です。田が60筆で64,431㎡、畑が19筆で23,910㎡、合計79筆の88,341㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、24頁から26頁に掲載しております。よろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第39号も決定いたします。

続きまして、議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、27頁をお願い致します。議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。28頁～40頁の平成30年8月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度27頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、20年間のものの田が222筆で240,485㎡、畑が29筆で18,305㎡、計251筆で258,790㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この案件につきましては、木田地区の農地中間管理機構関連農地整備事業でありまして、土地所有者から農地中間管理機構が農地を借り受けて基盤整備が完了した後に、担い手であります。「農事組合法人 きだ」に農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて貸し付けることとなります。

議長 以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号と議案第35号は決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。